



ふじよしだ  
議会だより

第109号

吉田口登山道清掃

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

平成22年6月1日 編集・発行 議会だより編集委員会  
電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

# 平成二十二年 年度予算

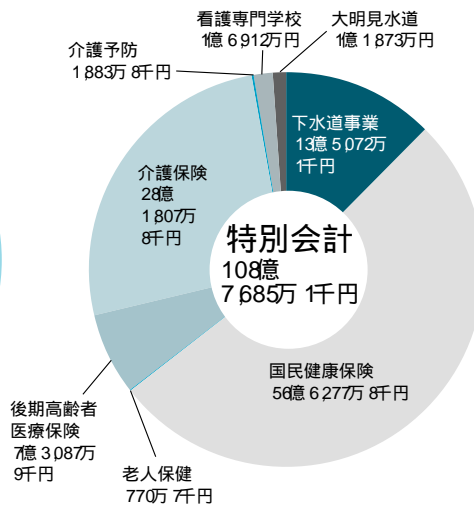
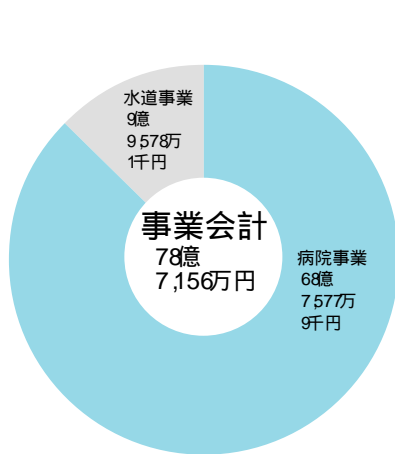
## 総額三百八十一億

## 七千四百一十一万一千円

平成二十二年三月定例会は、三月三日開会され、二十一日間の会期を終えて三月二十三日に閉会しました。

この定例会では、平成二十二年度一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、市立病院事業会計予算など十一会計予算をはじめ、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例など条例の制定二件、富士吉田市行政組織条例及び富士吉田市都市計画審議会条例など条例の一部改正十一件、平成二十一年度一般会計補正予算など五件の補正予算、工事請負変更契約一件、市道の認定一件、人事案件一件、その他三件など合計三十五件の市長提出議案を審議し、すべて可決、同意しました。

また、議員提案による富士吉田市議会委員会条例の一部改正一件、市長の専決処分事項の指定について一件、意見書一件が可決されました。さらに、恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙が行われました。市政に対する一般質問は六人の議員が行い、執行者の考えをいただきました。



日程	内容
3月3日	本会議 会期の決定 (開会) 議案の提出と説明 議案の委員会付託 議案の採決(即決)
8日	本会議 議案の追加提案・ 委員会付託 市政一般質問
9日	本会議 市政一般質問
11日 12日 15日 16日 18日	予算特別委員会 付託議案の審査
16日	総務経済委員会 付託議案の審査
17日	文教厚生委員会 付託議案の審査
18日	建設水道委員会 付託議案の審査
23日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 各議案の採決 富士吉田市公平委員会委員の選任 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙 (閉会)

三月定例会 会期日程

# 委員会の審査から

予算特別委員会

総務経済委員会

文教厚生委員会

建設水道委員会

## 予算特別委員会

平成二十二年 度一般会計、特別会計、事業会計など、合計の予算を審査するため予算特別委員会を設置し、次のとおり構成され、五日間委員会を開催し慎重に審査が行われました。

委員長 加々美 宝

副委員長 及川 三郎

委員 松野 貞雄

渡辺 嘉男

宮下 豊

佐藤みどり

渡辺 孝夫

戸田 元

秋山 晃一

横山 勇志

一般会計

本案は、平成二十二年 度富士吉田市一般会計予算でありまして、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税

の原資となる国税収入が落ち込み、これまでにならぬ大変厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されることに鑑み、「選択と集中」の視点から自主的、自律的に編成された予算となっております。

その内容については、予算総額は、百九十四億二千三百万円で、前年度当初予算に比べ五・〇％の増加となっております。

主な歳入であります。市税については、世界的な経済不況の影響による個人所得及び企業収益の減収等を見込み、全体においては、対前年度比三・〇％減の六十億九千九百万円余が計上されております。

地方交付税については、国の予算において、出口ベースで一兆円余の増額を確保しているとされて

おりますが、地方交付税の原資となる国税が減収になることから、平成二十二年 度単年度措置として、平成二十一年 度までと同様、財源不足のうち建設地方債の増発や、地方交付税の別枠加算等を

除いた残余について、国と地方が折半して補てんすることとされており、その不足分を臨時財政対策債で補う形で昨年度より五十％余が増額され、昨年度と同額の二十六億五千万円が計上されております。

また、新政権のマニフエストの一部であります「子ども手当」においては、本年度は暫定措置として支給を行うこととされておりますが、「子ども手当」の大部分は国庫支出金で手当てされることから、国・県支出金として三十三億六千六百万円余りが計上されており、その他、繰入金十七億三千九百九十二万円余り、

市債十六億五千二百四十万円、諸収入十一億三千二百九十六万円余りが計上されております。

次に歳出について、第五次総合計画の体系に沿って、第一章「安心で健やかな暮らし環境の確保」に五十二億二千五百万円余り、第二章「恵み豊かな自然の享受と継承」に十二億五千八百万円余り、第三章「安全で快適な暮らし環境の構築」に二十四億五千八百万円余り、第四章「活力ある地域経済社会の構築」に三億五千四百万円余り、第五章「市民文化の形成」に二十四億六千三百万円余り、第六章「豊かな人間性の育成」に九億九千九百万円余り、第七章「世界に開かれたまちの形成」に八千八百万円余り、第八章「市民と行政の役割分担」に六十五億七千四百万円余りが計上されております。

厳しい財政状況にある

ことから、財源の確保は重要な課題であり、収納対策の強化等により市税などの一般財源の確保はもとより、国・県支出金等特定財源の確保等に力を注ぎ、基金の有効・適切な活用などを含めて財源の確保を図りつつ、引き続き本市財政の健全性が確保されることが望まれるところであります。

新年度予算は、第五次総合計画に基づいた、総合的な行財政運営の推進を図るための予算として、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の中で、予算編成の際には、臨時財政対策債や財政調整基金の目的や実態等を把握する中で、対応していくようにとの意見がありました。

予算は、起債に頼りすぎずに、自主財源を主として編成することが好ましいことから、市税等の

# 委員会の審査から

予算特別委員会

総務経済委員会

文教厚生委員会

建設水道委員会

滞納整理については、税の公平・公正という点からも督促状の送付のみではなく、臨戸や法定処分等も実施するなど、滞納整理対策にしっかりと取り組むようにとの指摘があり、その際には生活困窮者には、決め細やかな対応をしてほしいとの要望がありました。

税収の見込みについては、他の機関等との連携なども視野に入れる中で、対応するべきであるとの意見がありました。

基地交付金については、適正な額の確保に向け、対国折衝を行うようにとの指摘がありました。

明見湖公園の施設利用料の見込み額について、今後の利用計画を示してほしいとの要望がありました。

市営住宅に関して、低収入の方の対応については配慮願いたいとの要望がありました。

学校施設使用料を徴収

する場合には、どの施設も同一の条件で貸し出せるよう施設整備に努めるべきであるとの意見がありました。

子供手当てなどの国策によるものについても、国や県の動向等にとらわれることなく主体性をもって、取り組んでいくべきであるとの意見がありました。

生活に困っている人には生活保護法に則り、迅速に対応してほしいとの要望がありました。

土地開発公社所有の財産の引き取り計画について、変更が生じた場合には変更計画を示す中で、議会に説明してほしいとの要望がありました。

現在、一万坪の土地の一部を貸しているが、この土地の利用計画も含めて市道東富士一号線以南の地域に対する市の考え方を早急に示してほしいとの要望がありました。

また、市有地に関して

は、除雪した雪の保管場所として利活用するなど、有効に活用するべきであるとの意見がありました。

緊急雇用は六ヶ月を経過した後も、市の単費により引き続き雇用するべきであるとの意見がありました。

市制施行六十周年事業について、厳しい財政状況ではあるが、名誉市民などの遺品の展示など、ソフト面を重視した事業展開をしてほしいとの要望がありました。

新庁舎の建設について、継続して基金への積み立てを行うなど、計画的に取り組むべきであるとの意見がありました。

慶応義塾大学との連携事業については、その知的財産を活用しながら、市民にも分かりやすい事業を実施するべきであるとの意見がありました。

交通安全推進事業について、登校時のボランティアによる支援活動等を積極的に推進してほしいとの要望がありました。

指定管理者制を導入している施設において、新たな指定管理者の選定等

についてはゼロベースで対応するべきであるとの意見がありました。

太陽光発電や小水力発電等の新エネルギー事業については、国の補助制度等を的確に把握する中で、積極的に推進してほしいとの要望がありました。

くべきであるとの指摘がありました。

ゴミ袋有料化により生じた財源は、使途を定め基金として積み立てていくことを検討するべきであるとの意見がありました。

鳥獣対策について、発生した被害状況により柔軟に対応してほしいとの要望がありました。

林業については、木材の供給はもとより、森林散策等の観点からもその振興に努めてほしいとの要望がありました。

観光誘致事業として、環境美化センターの煙突等に観光に関するキャラクターズを明記するなど、観光客誘致に向け積極的にPRしていくべきであるとの意見がありました。また、企業誘致に関して本市に興味があるとしている会社に対しては、こまめに対応するべきであるとの意見がありました。

雇用促進支援事業については、効果的かつ効率的に事業展開してほしいとの要望がありました。

東富士一号線の整備にあたっては、大きな交差点への信号機を設置を検討するなど、山梨県公安委員会と協議をする中で、実施してほしいとの要望がありました。

除雪については、状況に応じて、土木業者のみならず、他の業種の業者にも依頼をする中で、実施してほしいとの要望があり、また業者間で成果に格差が生じないように指示してほしいとの要望もありました。

大明見の平山地区については、そのグラウンドを子供たちが頻繁に使用している経過もある中で、急傾斜地崩壊対策事業を推進してほしいとの要望がありました。

山間部の橋梁や幅員の狭い橋梁についても、全安心の観点から点検を

実施し、その結果に基づいて相応の対応をしてほしいとの要望がありました。

富士散策公園は富士山の眺望が素晴らしい公園なので、その開園及び閉園時間については、市民要望等を考慮する中で、柔軟に対応してほしいとの要望がありました。

市営住宅に付随する公園の遊具や階段の手すり等の備品についても、適宜に点検を実施し、安全に配慮してほしいとの要望がありました。

下吉田駅前広場の整備については、地域の活性化につながる事業であるので、地元関係者とも協議をする中で、進めるべきであるとの意見がありました。

公園の管理について自治会等をお願いする場合でも、作業内容を見極めた上で、市も相応の対応をするべきであるとの意見がありました。

消防団に貸与する消防自動車については、消防団離れを防ぐためにも、普通免許証で対応できるような規格のものを選定してほしいとの要望がありました。

不登校児対策については、学校と連携する中で、専門職によるカウンセリング事業の充実等を図る中で、積極的に推進してほしいとの要望がありました。

御師の家を観光資源として推進していくためには、官民一体となって取り組んでいくべきであるとの意見がありました。

本市の農業振興のために、学校給食に一部地元米を使用しているが、今後はさらに地産地消の考え方を積極的に推進するべきであるとの意見がありました。

総括質疑の中で、分収交付金の財政上の取り扱い方及びその性格等についての議論が展開されま

した。

土地区画整理事業に關し、市道大明見下の水線整備にあたり実施している土地区画整理事業における土地造成に係る補助金については、特例として認める旨の附帯決議案が戸田 元議員から提出され、議案第三号に附することが可決されました。

特別会計・事業会計  
特別会計は、下水道事業、国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の八特別会計予算、事業会計は、市立病院事業会計、水道事業会計の二事業特別会計予算の審査を行い、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、それぞれの審査の中で、国民健康保険特別会計では、国保疾病予防事業の中の人間ドック事業について、予定して

いる全員が受診できるように受け皿となる医療機関の調整をしてほしいとの要望がありました。

また、経済不況の中で、滞納者の増加を防ぐために、基金を取り崩して、税額を下げる等の対策が講じられていない本案に対しては、反対であるとの議論がありました。

後期高齢者医療特別会計では、年金支給額等の少ない低所得者からの保険料徴収については、柔軟かつ丁寧に対応してほしいとの要望がありました。

介護保険特別会計では、総括質疑の中で、施設介護サービス費支給事業については、国の動向を見据えながら、サービスの向上について前向きに検討してほしいとの要望がありました。

また、健全な財政状況であるにもかかわらず、経済不況により生活が困窮していると想定される

# 委員会の審査から

予算特別委員会  
文教厚生委員会

総務経済委員会  
建設水道委員会

## 総務経済委員会

市県民税非課税世帯等に対して、基金を取り崩して、保険料を下げる等の対策が講じられていない。本案に対しては、反対であるとの討論がありました。

看護専門学校特別会計では、定員五十人の看護学生の確保を目指して努力していくべきであるとの意見がありました。

富士吉田市立病院事業会計では、他の医療機関からの紹介状のない患者の初診加算料については、近隣の病院が徴収していないことから、同様に徴収するべきでないとの意見がありました。

市立病院改革プランに則り、創意工夫の中、経営努力を重ねてほしいとの要望がありました。今後の病院のあり方について、方向性ができた際には、議会側に示してほしいとの要望がありました。

### 審議案件

#### 議案第十四号

富士吉田市行政組織条例及び富士吉田市都市計画審議会条例の一部改正について

富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について

#### 議案第二十四号

富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について

#### 議案第十五号

富士吉田市情報公開条例及び富士吉田市個人情報保護条例の一部改正について

#### 議案第二十九号

山梨県市町村自治センターの解散について

#### 議案第十六号

富士吉田市職員定数条例の一部改正について

#### 議案第三十号

山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産処分について

#### 議案第十七号

富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

#### 議案第三十三号

平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算（第十一号）

#### 議案第十八号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

#### 審議結果

本案は、「富士吉田市行政組織条例」及び「富士吉田市都市計画審議会条例」の一部改正であり

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における

まして、組織機構改革の一環として、都市産業部

を分割し、産業観光部と都市基盤部に再編することに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

減員、市立病院職員の増員等について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、「富士吉田市情報公開条例」及び「富士吉田市個人情報保護条例」の一部改正でありまして、本市における情報公開のさらなる透明化を図ることを目的として、市政に関する市の説明責任の明記、不開示情報規定の整理、出資法人の情報開示など、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、「富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正でありまして、「労働基準法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、月六十時間を越える超過勤務を行った場合の代休取得等について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、「富士吉田市職員定数条例」の一部改正でありまして、「労働基準法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、月六十時間を越える超過勤務に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、期末勤勉手当に係る役職加算について見直すため、

所要の改正を行うもので

あり、妥当と認められ  
ますので、原案のとおり可  
決すべきものと決定しま  
した。

本案は、「平成二十二  
年四月一日から平成二十  
三年三月三十一日まで  
の間における富士吉田市職  
員の寒冷地手当の特例に  
関する条例」の制定であ  
りまして、平成二十二  
年度における職員の寒冷地  
手当を支給しないことに  
伴い、所要の規定を整備  
するものであり、妥当と  
認められますので、原案  
のとおり可決すべきもの  
と決定しました。

本案は、「富士吉田市  
小口資金融資条例」の一  
部改正でありまして、中  
小企業者等への経済支援  
対策としての利子補給金  
の交付率引き上げについ  
て、所要の改正を行うも  
のであり、妥当と認めら  
れますので、原案のと  
おり可決すべきものと決  
定しました。

本案は、山梨県市町村

自治センターの解散につ  
いてでありまして、同セ  
ンターが平成二十二年四  
月一日から山梨県市町村  
総合事務組合と統合する  
ことに伴い、同センター  
の解散に係る地方自治法  
第二百八十八条の規定に  
よる協議について、同法  
第二百九十条の規定によ  
り議会の議決を必要とす  
るものであり、妥当と認  
められますので、原案の  
とおり可決すべきものと  
決定しました。

本案は、山梨県市町村  
自治センターの解散に伴  
う財産処分についてであ  
りまして、同センターが  
平成二十二年三月三十  
一日をもって解散すること  
に伴い、同センターの財  
産をすべて山梨県市町村  
総合事務組合に帰属させ  
るため、当該財産処分に  
係る地方自治法第二百八  
十九条の規定による協議  
について、同法第二百九  
十条の規定により議会の  
議決を必要とするもので

あり、妥当と認められ  
ますので、原案のとおり可  
決すべきものと決定しま  
した。

本案は、平成二十一年  
度富士吉田市一般会計補  
正予算第十一号でありま  
して、今回、歳入歳出に  
それぞれ二億四千六百八  
十九万円を追加し、総額  
を二百八億八千二百四十  
四万八千円とするもので  
あります。

歳入では、地方交付税  
一億三千五十二万四千円、  
減債基金繰入金一億二千  
百四十七万五千円、国庫  
支出金八千四百九十九万  
五千円等を増額し、法人市  
民税一億円を減額するも  
のであります。

歳出では、退職手当に  
かかる人件費一億五百一  
万三千円、小学校校舎改  
修等工事請負費三千七百  
九十万二千円等を増額す  
るものであります。

また、繰越明許費につ  
いて富士吉田市コミュニ  
ティセンター管理運営事

業外二十三件一億五千四  
百九十八万二千円を追加  
し、(仮称)市民文化工  
リア整備事業を一億二千  
九百七十七万九千円に変  
更するものであり、妥当  
と認められますので、原  
案のとおり可決すべきも  
のと決定しました。

なお、審議のなかで、  
市民体育施設管理事業に  
おける鐘山総合スポーツ  
センターのグラウンドに  
建設予定のトイレについ  
ては、設置場所、設置規  
模などを十分検討すべき  
であるとの意見がありま  
した。

## 文教厚生委員会

審議案件

議案第二十号

富士吉田市放課後児童  
クラブ条例の制定につ  
いて

る条例の一部改正につ  
いて

議案第三十五号

平成二十一年度富士吉  
田市国民健康保険特別会  
計補正予算(第四号)

議案第二十一号

富士吉田市重度心身障  
害者福祉手当支給条例の  
一部改正について

議案第三十六号

平成二十一年度富士吉  
田市介護保険特別会計補  
正予算(第四号)

議案第二十二号

富士吉田市廃棄物の処  
理及び清掃に関する条例  
の一部改正について

審議結果

議案第二十三号

富士吉田市立明見湖公  
園の設置及び管理に関す

本案は、「富士吉田市  
放課後児童クラブ条例」  
の制定でありまして、小  
学校一年生から三年生ま  
での児童の健全な育成を

# 委員会の審査から

予算特別委員会  
文教厚生委員会

総務経済委員会  
建設水道委員会

図ることを目的とした富士吉田市放課後児童クラブの適切な運営及び管理を行うため、所要の規定を整備するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査のなかで、利用施設については安全面などを考慮し、学校の空き教室が利用できるように教育委員会と連携をとり、体制づくりに努力してほしいとの要望がありました。利用負担金の減免については、明確な基準を定め明文化すべきであるとの意見がありました。指導員の選定については優れた人材を配置できるよう、選考については十分留意すべきとの意見がありました。市の福祉政策においては、市民に対し不公平感が生じることのないよう、市民全般に亘る公平な施策を進めるべきであるとの意見がありました。

隣接する町村から市内の学校に通学している児童のためにも、近隣町村と十分な連携をとり対処してほしいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市重度心身障害者福祉手当支給条例」の一部改正でありまして、重度心身障害者に対する福祉手当を引き上げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、「富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正でありまして、ごみの減量化及び再資源化をさらに推進するため、指定ごみ袋の種類を増やすことに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、「富士吉田市立明見湖公園の設置及び

管理に関する条例」の一部改正でありまして、体験工房施設の利便性の向上を図るため、施設使用料の区分の細分化について、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、平成二十一年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算第四号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ六千三百六十七万一千円を追加し、総額を五十六億千四百七十五万二千円とするものであります。

歳入では、財政調整基金繰入金六千三百六十七万一千円を増額し、歳出では、国保療養給付費負担金等償還金六千三百六十七万一千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

本案は、平成二十一年

度富士吉田市介護保険特別会計補正予算第四号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ三千五百二十八万四千円を追加し、総額を二十七億八千九百十六万円とするものであり、歳入では、介護給付費準備基金繰入金三千五百二十八万四千円を増額し、歳出では、施設介護

サービスク給付費千六百八十九万一千円、高額介護サービスク費六百九十万二千円、居宅介護サービスク計画給付費六百六十三万三千円等を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査のなかで、

## 建設水道委員会

補正予算（第三号）

審議案件

議案第二十五号

富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

審議結果

本案は、「富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、西丸尾団地、上宿団地及び西吉田団地の老朽化による一部取壊しに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第二十六号

富士吉田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第二十八号

市道の認定について

議案第三十四号

平成二十一年度富士吉田市下水道事業特別会計



今後の市営住宅のあり方については市内の検討委員会において十分検討し、その検討内容を議会側に示す形の中で事業を進めてほしいとの要望がありました。また、建築費削減ということでも民間住宅を借上げて、それを市民に供給するという方法も併せて検討してほしいとの要望がありました。

②本案は、「富士吉田市水道事業の設置等に関する条例」の一部改正であります。谷倉水源の施設整備に係る山梨県への拡張計画の変更認可申請に伴い、計画給水人口及び一日最大給水量の見直しを図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③本案は、市道の認定であります。地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、丸尾線を市道認定しようとするものであり、妥当と認めら

れますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査のなかで、丸尾線に接続する道路の拡幅についても、地域住民の協力を得るなかで更なる努力をしてほしいとの要望がありました。

④本案は、平成二十一年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第三号であります。歳入歳出にそれぞれ五百五十一万五千円を追加し、総額を十八億四千六百四十八万二千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金七百十六万二千円を増額し、消費税還付金百六十四万六千円を減額するものであります。

歳出では、総務管理費千五百二十一万五千円を増額し、公債費利子九百七十万円を減額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

# ふじよしだ 議会だより 企業広告大募集!

## 3つのメリット

- ①公の機関が発行する情報媒体を利用することにより、お客様の信頼度アップ!
- ②議会だよりは全世帯へ配布、広告効果は抜群!
- ③公の機関ならではの安価な掲載料により、広告費用の低コスト化を実現!

- 発行部数 15,000部 ■発行回数 年4回
- 掲載場所 中紙面及び裏表紙
- 掲載サイズ ※各減額制度があります。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

色数	規格(縦mm×横mm)	掲載料
カラー	63×88 (A4の約1/8)	20,000円
	63×180 (A4の約1/4)	40,000円
	128×180 (A4の約1/2)	80,000円
	260×180 (A4全面)	160,000円
2色	63×88 (A4の約1/8)	12,500円
	63×180 (A4の約1/4)	25,000円
	128×180 (A4の約1/2)	50,000円
	260×180 (A4全面)	100,000円



全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館において、七月からは市議会図書室において閲覧できます。

# 市政一般質問

3月

宮下 正男 議員



## 地域内分権と地域主権について

### 一回目の質問

地域内分権については平成二十一年九月定例会で一般質問をしているが、今回はその時の答弁をも踏まえながら、鳩山内閣の打ち出している「地域主権」に対するように対応しているのか基本的な考えは、

半世紀以上続いた自民党政権に替り誕生した民主党を中心とした鳩山新政権の基本理念である「地域主権」に対する市長の基本的な考え方と「義務付けの見直し」など具体的に動き出した地域主権への取り組みに対する考えは。

### 一回目の市長答弁

国における地域主権改革に呼応し、近隣コミュニティの再生、地域内分権に結びつく活動へのより適切な支援に努め、地域と行政との協力関係を築いて参りたい。そのために「義務付け・枠付けの見直し」などの国における地域主権改革に対しては、市長会などあらゆる場面を通じて、働きかけて参りたい。

### 二回目の質問

市長の掲げる「地域」とは何を指し、「分権」とは何を意味するのか、市長就任以来取り組んでこられた施策を具体的に示され、今一度考えを。

市長も答弁しているとおり、「新しい公共」の概念は「公共部門のみが公共性の担い手と認識されてきたのに対して新しい公共性は様々な主体によって担われ、かつ協働によって実現されるべきである」とするものが概ね共通した認識と思われるが、「古い公共」とはどういう公共であり、そのどこに問題があったのか。

これまで市長が取り組まれてこられた地域内分権の中に「新しい公共」に合致する施策があったら事例としてあげてほしい。

### 二回目の市長答弁

地域とは、市民の皆様の日常生活のふれあいや共同の活動などを通して醸成されるお互いの連帯感や信頼関係などが、人と人とを結びつける役割を果たすことにより発生した社会であると考えている。

分権とは、このような地域社会の中で自己決定・自己責任の原則の下、地域住民が主体となり、地域の課題は住民自らが互いに協力し助け合いながら、自らの手で解決していくことにあると考えている。

具体的な取組みについては、自主防災組織の再構築など、地元住民が主体となつた取組みへと発展している。

新しい公共については、古い公共という考え方があつた取組みへと発展している。

### 三回目の質問

市長の「古い公共」に対する考え方があつたらもう一度お聞かせ願う。

又、入会を研究しているジャーナリストは民主党が掲げる「地域主権」について要約すると、「鳩山首相は所信表明演説で「新しい公共」を提言し、それを具

体化させたのが総務省の集落支援制度である。地域を再生して行くためには共・民・公の連携が不可欠であり、共とは歴史をさかのぼればコモンズ、すなわち入会である。これが自治の原点であり、全員参加の民主主義である。「共」を現在のには、ZOO、NOO、協同組合とも言っているが、現在の基礎的自治体の原点は入会であり「地域主権」の地域を「入会」にも通ずるとする考え方はなかなか興味を湧く考え方である。

「首相の施政方針演説は私の思うところである」とする市長の「地域」に対する考え方と相通ずるところがあり、まさしく市民中心主義そのものように思う。このジャーナリストの考え方は市長の答弁した「地域」をより具体的にしていると思うが、もう一度市長の「地域」に対する考えを。

### 三回目の市長答弁

地域とは市民の皆様の日常生活のふれあいや共同の活動などを通して醸成されるお互いの連帯感や信頼関係などが、人と人とを結びつける役割を果たすことにより発生した社会であると考えている。

## 財政問題について

### 一回目の質問

健全化判断比率と経常収支比率を比べてみた時に、

市の財政がどのくらい厳しいのか、わかりやすく簡潔にお答え願う。

昨年九月の中期財政実施計画の見直し案と比較すると地方債の平成二十二年度末残高が予定よりやや高くなつてきている。又、基金の取崩・積立計画の中で財政調整基金と職員退職手当基金の計画・実施の違いは、地方債と基金は財政健全化判断比率に直接影響するだけはその計画と実施について中期財政計画の再見直しの結果をふまえるなか、市長の基本的な考えは。

### 一回目の市長答弁

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字そのものが発生しておらず、十分な健全性を確保している。

「実質公債費比率については、早期健全化基準二十五%を下回る十四・五%となつており、健全性を確保している。

将来負担比率については、早期健全化基準を大幅に下回る五十二・九%となつており、県内十三市において、最も健全性が高い数値となっている。

経常収支比率については、平成二十年度は九十一・五%と大きく上昇している。この間、経常一般財源は、ほとんど変化していないにもかかわらず、経常的経費は二十%上昇しており、政策的な経費に充てる財源が少なくなつてきている状況に

ある。中期財政計画の起債残高の差額については、中期財政計画は基本的に決算ベースとなつてきていることから、予算との差額が生じている。公債費、基金残高は、健全化判断比率に直接影響を及ぼすことから、中期財政計画の基金取崩総額を基本ベイスとして予算編成を行っている。

財政の健全性に関する判断は個々の自治体とその住民が分析し、判断する事が大切であると考えるが、財政健全化法に対する考え方と合わせ市長の考えは。

我市にとつても、この臨財債は平成二十二年度末の現在高見込額は約五十四億円となり増え続けている。「臨財債」は国が自治体に渡す「普通地方交付税」の財源が足りないために「足りない分は借金しておいてくれれば後で交付税の算定基準に入れます」といわれた地方の借金であり、借金を返すための借金いわゆる「赤字地方債」となるわけである。では国が約束通り算定基準に入れてくれるのかといえ、交付税特別会計は二〇〇五年度では約五十兆円の赤字であり、同会計の借入金の償還を何回も繰り延べしていることから、もはや疑問である。又、三位一体改革における地方交付税の削減も基準財政需要額の算定基準を意図し

的に低く見積もり地方交付税の削減を進めてきたといわれている。臨財債に対する考えは。

また、「臨財債」は減税補てん債とともに経常一般財源に加えるため経常収支比率は見かけ上改善することになる。我市もこれを加えなければ経常収支比率は限りなく100%に近づく結果となり現状の財政分析を行う上で正確な判断がなされなくなる恐れもあるが、「臨財債」と「経常収支比率」との関係についてのご見解は。

### 二回目の市長答弁

財政健全化法に対する考えは、自治体の財政状況を判断する上で重要な基準であると認識している。

財政の健全性に関する判断は、全国の自治体において一定のルールに基づき、同様の方法により算出されていることから、経営状況を判断する貴重な比較検討データとして活用している。臨時財政対策債については、地方公共団体にとつては、市債であることには変わりはない。よって純粋な地方交付税として、交付すべきであると考えている。

臨時財政対策債と経常収支比率との関係については、決算統計上、臨時財政対策債は経常一般財源に算入されることとなっている。

### 三回目の質問

「持続的発展」を考える

にあたり、大切な事は私たちの子孫たる将来世代の可能性や選択肢を制約することなく、今を生きる世代の必要性を満たすことである。グローバル化と少子高齢化による人口減を前提とする長期的視野に立った財政構想の中で、将来負担である債務計画がどのようになっているか、中期財政計画の再見直しの結果と共に長期的構想も合わせての考えは。

### 三回目の市長答弁

市債については、元金償還額を超えない範囲内で発行すること、実質公債費比率については、地方債協議制度における許可団体への移行基準未達の数値を確保することを基本姿勢として、財政運営に取り組んでいる。

中期財政計画において、平成二十九年度までの市債発行額及び市債残高に關し、執行計画を立てているが、基本姿勢を堅持し、引き続き、中期・長期的な視野に立った市債の発行や償還を計画的に実施していきたい。

### 障がい者自立支援法と障がい者福祉について

#### 一回目の質問

「障害者福祉」に対する市長の基本理念をお聞かせ願う。又、廃止される障害者自立支援法のどこが悪かったのか、さらには本市の自立支援策における問題点についてどのように検証

されておられるか。

#### 一回目の市長答弁

障害者福祉に対する考えは、障害のある人もない人も互いに温かく見守りあい、助け合う社会の構築を基本理念とし、その実践が重要であると考えている。

障害者自立支援策の見直し等については、障害者自立支援法は低所得者の負担増という結果となり、これが今回の国における障害者福祉制度の見直しに至った大きな要因の一つであるものと認識している。

障害者自立支援法の施行により、本市においても、法の趣旨に基づき障害者福祉施策を実施してきたが、規制緩和により障害者福祉事業への民間参入業者が増加したことに伴い、障害者に対しては、きめ細かなサービスを提供できた反面、扶助費が年々増加傾向にあるという点については、今後の課題であると考えている。

#### 二回目の質問

先ほどの市長の基本理念に関する答弁も当然障害者基本法を踏まえての答弁と理解しているが、もう少し詳しくご答弁願う。

自立支援法のどこに問題があったかをしっかりと検証する必要がある。全国の障害関係者から指摘されている問題点は、

一割の利用者負担  
障害程度区分判定とサー



けやき園作業風景

ビスの利用制限  
補助金の日額制  
サービス提供単価  
就職支援・移動支援が薄い  
地域生活への移行支援が薄い  
等が寄せられている。

については先ほど市長からも答弁をいただいているが、他の項目について富士吉田市において問題はなかったのか。又、法に基づき地方公共団体の責務を果たし、障害者福祉を増進する中で問題点はなかったのかもう一度検証されて答弁願う。

#### 二回目の市長答弁

障害者福祉に対する考えとして、障害者基本法と総合計画の基本構想を踏まえ、今回の障害福祉計画を策定した。

障害者自立支援策の検証については、障害福祉計画の策定時には、「地域移行」、などの四つの専門部会を置き、障害者本人、家

う。

#### 三回目の市長答弁

障害者福祉に対する考えは、互いに温かく見守りあい、障害をお持ちの方々が自立し安心して暮らすことができる社会を実現していくことが責務であると考えている。

障害者の権利については、障害者が必要とする支援は、障害者基本法の制定の趣旨から当然のことながら、憲法の理念に基づいた権利であると認識しており、障害者の生活する権利と、最低限の自立支援に対する負担のあり方については、今後の重要な課題のひとつであると認識している。

#### 市民生活部長答弁

障害福祉計画の進捗状況等については、現行制度の中では、収入認定を障害者本人のみの収入で行っていないこと、自立支援医療に係る負担のあり方など、障害者の皆様が地域で安心して暮らすには、様々な課題があると考えている。

このような地域の課題を対応・協議する場として、「富士北麓圏域障害者自立支援協議会」が組織されており、各専門部会では活発な意見や知恵を出し合いながら、サービスの在り方について協議を重ねており、本市がけん引役となり、障害者の皆様の自立支援と安心して暮らすことの出来る地域社会の実現を目指して取り組んで参りたい。

# 市政一般質問

3月

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館において、七月からは市議会図書室において閲覧できます。

渡辺 幸寿 議員



## 本市道路整備計画について

一回目の質問

私は、この三月定例会において、「本市の道路整備計画」について、市長の考えをお伺いする。

国政においては、昨年九月に政権交代が行われ、事業仕分けによる新規事業の見直しや凍結という厳しい国の財政事情の中、地方自治を取り巻く環境も大きく様変わりした。このことにより、地方自治体が進むべき方向性が見極めが一段と難しくなり、当市においても的確な行政運営が求められる。

れている。

その中に於いて本市の施策に対し、市長自らが先頭に立ち、国あるいは県への陳情等、様々な取り組みによって確実な進捗を見ている事業もあり、高く評価させていただいているところである。

特に、富士吉田市西部地域における、新倉南線整備事業に於いては、本年には旭町地域において一部工事が着工となり、平成二十二年からは、竜ヶ丘地域から本格的な工事が行われると聞いている。

この事業も山梨県との共同歩調という観点から、県工事として仮称新倉トンネルも昨年十月には発注・着工となり、この四月にはトンネル掘削開始と聞き及んでいる。これらは平成二十四年度供用開始に向けた確実な事業の進捗と言えるものである。

のである。

この事業完成は、本市の西部地域の住民はもとより全市民が待ち望んでいるところである。

しかしながら、この市道新倉南線と交差する市道新町通り線の下吉田中学校前から宮下町国道交差点通称福源寺交差点までについては、現在の道路は狭く、十分な道幅の確保には至っていない。

この路線の沿線には、保育園・小学校・中学校があつて、通園・通学の園児・児童・生徒の通園・通学路となつているが、道路が狭い上に、お姫坂や富士急行線の踏切という危険箇所もあり、朝夕の時間帯の混雑時には、地域住民は大変な不便を強いられている。さらには、仮称新倉トンネルや新倉南線の供用開始となれば、更なる渋滞が予想されるため、市道新町通り線の渋滞緩和や安全対策は、必要不可欠な事業であると考えており、また、地域住民の多くも切望している事業である。

私は、かねてより新町通り線から老人福祉センター前市道浅間公園通り線を経由して、中央道の側道に至るルートが新町通り線の渋滞緩和や通園・通学の安心・安全に役立つルートと考えられているが、市長はこのルートを整備について、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願う。

前市道浅間公園通り線を経由して、中央道の側道に至るルートが新町通り線の渋滞緩和や通園・通学の安心・安全に役立つルートと考えられているが、市長はこのルートを整備について、どのようなお考えをお持ちか、お聞かせ願う。

また、市長は日頃、街の構造自体を見直して、「市民の誰もが安心・安全で快適に暮らすことの出来る街作りに取り組みます」と言っているが、これらの事を踏まえ、この地域に対する道路拡幅計画や新規道路計画があるとすれば、それらについてもお示し願う。

次に、スマートインターチェンジ設置事業についてお伺いする。

民主党のマニフェストの一つである高速道路の無料化に関して、大月インターチェンジから東富士五湖道路須走インターチェンジまでが試行区間となり、本市へのスマートインターチェンジ設置計画が無くなるのではないかと懸念が市民の間で囁かれています。

そこで、この高速道路無料化と本市のスマートインター設置事業との関連等について、現在の状況と、今後の見直しなどについて、お聞かせ願う。

次、スマートインターチェンジ設置事業について、

渡辺幸寿議員の本市道路整備計画についての御質問にお答えする。

一回目の市長答弁

まず、市道新町通り線の渋滞緩和対策についてであるが、市道新町通り線については、都市計画道路赤坂小見線の一部として11mの幅員で決定告示されている道路である。

都市計画道路の整備には、多大な時間と莫大な費用が伴うため、整備が進まない道路も数多くあり、渡辺議員御質問の下吉田中学校前から福源寺までの間においても、都市計画決定はされているが、他の都市計画道路と同様に事業決定には至っていない状況である。

また、新倉南線の事業完了後における既存道路を活用した新町通り線の渋滞緩和対策については、開通後の交通混雑の状況を見ながら、御提案のあったルートも含め、道路網の整備を検討して参りたいと考えている。

次に、スマートインターチェンジ設置事業についてであるが、過日、高速道路無料化社会実験計画が発表され、中央自動車道と東富士五湖道路の大月・須走インターチェンジ間が無料化対象区間となつたことは、御承知のとおりである。この無料化に伴い、当該区間の交通量は増加することが予想され、高速道路の更なる利便性の増進を図るためには出入り口の設置は不可欠であり、市内におけるスマートインターチェンジ設置は、より必要性の高まるものと考えている。

る。

次に、スマートインターチェンジ設置事業について

このような中、山梨県においては、本年二月の山梨県定例県議会の一般質問において、富士吉田市内へのスマートインターチェンジ設置について、市と連携し早期実現に向けて積極的に取

取らなければならない。また、山梨県においては、本年二月の山梨県定例県議会の一般質問において、富士吉田市内へのスマートインターチェンジ設置について、市と連携し早期実現に向けて積極的に取



# 市政一般質問

3月

横山 勇志 議員



国道一三八号と東富士五湖道路無料化に伴うその周辺基盤整備について

一回目の質問

政権交代が実現し、鳩山内閣はそのマニフェスト実現のために幾つかの施策を実行するようである。

中でも高速道路完全無料化の一環として、中央高速道路の一部と東富士五湖道路の無料化を先行させて実施することは本市にとって少なからず影響があると思われる。

今年に入って民主党政権が東富士五湖道路を実験的に無料化すると表明してから、東富士五湖道路の無料化に伴い国道一三八号の四

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館において、七月からは市議会図書室において閲覧できます。

うな報告を得ているのかお尋ねする。

一回目の市長答弁

国道一三八号の四車線化と東富士五湖道路の位置付けについて、平成十九年十一月、東富士五湖道路が無料化された場合の国道一三八号の交通量について、国土交通省による調査が行われた。その調査によると、

車線化は必要ないのでないのか」という議論がある一方、「東富士五湖道路の無料化に関係なく国道一三八号の四車線化は必要」という議論もある。

現に東富士五湖道路が無料化となつた今、市長は国道一三八号の四車線化と東富士五湖道路の位置づけを観光、渋滞緩和、防災などとあらゆる面からどのように考えているのか。また、国道一三八号の四車線化の進捗状況を併せてお尋ねする。

次に、昨年の平成二十一年八月の車両事故以来通行することの出来なくなつた国道一三九号中原歩道橋の問題は市民の安全、特に児童の安全の面からこれ以上放置できない問題だと考えている。私も昨年十月二十二日と十一月六日に国土交通省に直接出向き問い合わせをしたが満足いく結論を得ておらず、現在に至っている。地域住民の安心・安全という観点からこの手つかずの現状を市長はどのように考えているのか、また、国土交通省からどのよ

うな報告を得ているのかお尋ねする。また、東富士五湖道路無料化による観光面での影響については、市内への観光客流入について、定量的判断はできないのが現状であるが、国道一三八号沿線地域には優れた自然環境や文

化的資源、また「リフレッシュよした」など本市の観光集客拠点である施設が数多く存在していることから、これら観光資源を活かしながら、歩道の整備も含めた四車線化を進める必要があると考えている。

現在の四車線化の進捗状況については、上宿交差点から富士見公園前交差点までの約二・六kmについて、本年三月一日、山梨県による都市計画変更の決定が告示されたところである。

今後、整備実施主体である国土交通省において、種々のフローの中で、事業が進んでいくこととなる。国における公共事業にかかる予算が厳しい現状ではあるが、引き続き国道一三八号四車線化の早期実現に向け、国土交通省をはじめ関係機関に対し、強く要望して参

りたいと考えている。次に、中原歩道橋については、交通量が多く幅の広い国道一三九号を歩行者が道路を安全に横断するため設置されたものであり、多くの住民が利用していることから、これまでに国土交通省に対して早期復旧を要請している。

さらに、昨年十一月六日には、上宿連合自治会、吉田西小学校長及びPTA会長から同様の陳情を受け、国土交通省に対し、上申書を提出したところである。国土交通省によると、昨年十二月に設計が完了し、現在、早期復旧に向けた準備を進めているところであり、今後の地元住民への周知については、施工業者決定後に回覧板等で状況をお知らせするとの報告を受けている。

このままの道路形態で無料化を実施されても渋滞時には逃げ道が無く、観光面なら本市をただ素通りされ、防災面でもあまり効果が無い。しかし、東富士五湖道路の山中湖インターチェンジと富士吉田インターチェンジの間に車の接続路が数か所設置されているならば非常に使い勝手の良い道路になると私は思う。具体的には無料化された東富士五湖道路と現在整備中の市道東富士一号线を有機的に結び付け、例えば東富士五湖道路と現在の道の駅を接続し、国道一三八号を経て、さらに富士見バイパスまでの利便を高めることができるならば東富士五湖道路の無料化は本市にとって観光面、防災面、あるいは産業振興に多大なメリットをもたらすと考える。つまり、現在整備の進んでいる市道東富士一号线の



中原歩道橋

供用に合わせ東富士五湖道路の途中に接続路の設置をすることにより、周辺基盤の利便性を向上させ、当該地域のポテンシャルを高めることが必要だと思いが市長の考えをお尋ねする。また、市道東富士一号線の供用開始時期が何時なのか具体的にお尋ねする。

次に、現在の中原歩道橋はその構造から市道団子石中原線の一部を塞ぐ形で設置され、車の通行並びに歩行者の通行を著しく阻害しており、その道幅の狭さから利用者住民の安全面がおよびやかされている。そのため国道一三九号横町バイパスより上の住民は特に車で中原歩道橋交差点の使用をためらい、わざわざ遠回りしていることは周知のことと思う。そもそも国道一三九号横町バイパスより上の周辺地域にはおよそ千二百世帯、三千人以上の住民が住んでいるのにも関わらず、幹線道路へ至るまでもなルートが遠回りのルート一つしかないという事実は市政の怠慢だと非難されても仕方がないことである。

私は、昨年十二月三日の議員協議会で中原歩道橋の件を質問すると同時に市道団子石中原線の狭さの質問をした。その時の市の反応は「そいついった件は地元住民でまとめ上げて自治会を通して陳情して欲しい」とのことであったが、千二百

世帯、三千人以上の住民が不便に感じているのなら市は率先して問題点の解決のために知恵を出し行動すべきだと考える。

市道団子石中原線に対する切実な住民の思いを市長はどのように考えておられるのか。また、一三九号中原歩道橋の補修工事の際、少なくとも交差点付近の道幅を確保できるような歩道橋の設置を国土交通省に働きかけると同時に市も積極的に関与するべきだと思いが市長の考えをお尋ねする。

二回目の市長答弁

東富士五湖道路への接続路について、東富士五湖道路の山中湖・富士吉田インターチェンジ間に接続路を設置するという横山議員の御提案については、本市の南の玄関口として、地域活性化、渋滞緩和等大きな効果が期待できることから、私も思いを同じくしているところであるが、インターチェンジの設置は、多額の費用を要するとともに、本市単独で設置できるものではなく、国土交通省、中日本高速道路株式会社、山梨県等関係機関とともに、費用対効果や広域的な視野に立った設置場所の検討、アクセス道路等について綿密な協議を施していく必要がある。

御案内のとおり、本市においては、現在、中央自動車道富士吉田線の環境美化

センター周辺地域にスマートインターチェンジを設置するため、山梨県の御支援を受ける中、精力的に国等に働きかけを行っているところである。したがって、まずは、本市の北の玄関口として、大規模災害への避難路・輸送路、地域経済の活性化、観光振興、渋滞緩和等様々な機能を有する当該スマートインターチェンジを設置することを最優先に考え、その実現に向け全力で取り組んで参りたいと考えている。

次に、東富士一号線の供用開始時期について、これまで、市道農場線から東富士上吉田線までの一千五百m区間及び富士吉田インターチェンジから市道昭和大学通り線までの千五百m区間を合わせた三千m区間を部分的に供用開始している。

さらに、本年度は、延長二百七十m区間の改良舗装工事を実施しており、全線の供用開始については、平成二十五年末の事業完了を目指し努力したい。

次に、市道団子石中原線について、延長八十四m区間の中に道路幅員の狭い箇所があり、車両及び歩行者の通行に不便をきたしている。今回の工事は、破損した橋梁上部の部分的な補修工事であると国土交通省から報告を受けており、この工事に伴う当該市道の拡幅

は困難である。

また、当該市道の狭隘個所の解消については、道路の境界及び西側にある市営住宅への拡幅問題を含め、地域住民の皆様方の御尽力と御協力が必要であるので、御理解を賜りたい。

三回目の質問

市長の答弁の中で東富士五湖道路への接続路について、その重要性を認識していただき強く思う。

私は、中央自動車道富士吉田線にスマートインターチェンジを設置することに当然異存はないので肅々と進めて頂きたいと思う。

過日、私は山梨県の道路実情を知るために国中地域の自動車専用道路を走行してきた。アイメツセ山梨付近から新山梨環状道路を西に進み、南アルプスインターチェンジで無料化が予定されている中部横断道路に乗り換え、中央高速道路双葉スマートインターチェンジまでの区間と、山梨市フールツ公園付近から西関東道路で石和付近までの区間である。どちらの道路も見通しが良く、はるか遠くに甲府の中心地を見下ろせて快適そのもので、その発展には目を見張る驚きであった。私は、この国中との格差を縮めるためにも東富士五湖道路への接続路の勉強会を庁内で行い、また検討会の準備などを進めるべき

だと思いが市長の考えをお尋ねする。

次に、市道団子石線について、私は市長の心無い答弁にがっかりした。同歩道橋付近を通学路として使用している子供たちの危険に想像力を働かせたのか。特に雪の降った日などは傍から見ていてハラハラするほどである。さらに、多くの住民が車で遠回りする様子を他人事のように考えてはいないのか。市長答弁の中に「出てきた」「地域住民の皆様方の御尽力と御協力が必要でありますので、御理解を賜りたい」とのご理解を賜りたい」とはいったいどのような意味なのか市長の考えをお尋ねする。

私には、「市道団子石線拡幅の問題は地域住民で解決してください」と言っているように聞こえる。しかし、市長は市道団子石線の道路幅員の狭さを認識しており、車両および歩行者の通行に不便があると分かっているから同問題を地域住民に預け、また、いかにも国土交通省の意向が優先されるかのような答弁をされた。私は、このような考え方は市長ならば市の怠慢だと解釈する。市道団子石線は市長が所信で述べている通り「歩行者の安全に配慮した総合的な交通環境の改善、広域幹線道路の整備・充実に図って参ります」に当てはまる本市の問題と捉え、

三回目の市長答弁

東富士五湖道路との接続路については、先ほど答弁申し上げたとおり、中央自動車道富士吉田線のスマートインターチェンジ設置の実現に向け、関係機関とともに鋭意取り組んでいる。現在においては、この事業を最優先に考え、本市の総力を挙げて取り組んでいくことが事業実施への近道であると認識している。東富士五湖道路との接続路については、今後、研究して参りたいと考えているのでご理解を賜りたい。

次に、市道団子石中原線の拡幅について、当該箇所は、複雑な土地問題もあることなどから、今後においても、粘り強く、慎重に取り組んで参りたい。

次に、中原歩道橋の補修工事は、橋梁上部の部分的な補修工事であり、歩道橋全体の架け替え工事ではないので、この工事に伴う当該市道の拡幅は困難である。今後においても、身近な生活道路については、陳情書等による地元要望を踏まえ、住民との協働を根底に、交通環境の整備について検討して参りたい。

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館において、七月からは市議会図書館において閲覧できます。

# 市政一般質問

3月

及川 三郎 議員



## 市立病院ヘリポートについて

### 一回目の質問

富士吉田市を含む郡内地区は、県内唯一の救命救急センターである県立中央病院から遠距離にあり、山間部が多い地区のため、当時は救急医療の格差をなくすその対応策の一つとして、緊急を要する場合に東海大学病院のドクターヘリを要請できるシステムを構築したと認識している。

ドクターヘリは、医師と看護師を乗せて、機内で患者に医療処置を行いながら、緊急医療センターに搬送す

るヘリコプターで、「空飛ぶ救命救急室」とも言われている。

今回、山梨県が打ち出したドクターヘリ導入計画は、県立中央病院を運航主体とし、早ければ平成二十四年度実施を目指すとも発表しており、人口百万人未満の県がドクターヘリを導入するということは、全国でも注目される事業でもあり、早い実現を願っている。

富士吉田市にも現在の市立病院駐車場内にヘリポートがあるが、現在は、その上には市立病院を訪れる一般の方々の車が駐車しているのが現状である。

山梨県がドクターヘリ導入に基づいて、調査費を計上という段階ではあるが、重症や重篤患者に対して一分一秒を争う人命に関わる状況下では、特にドクターヘリは最も効果が発揮されるので、国や県の動向や正

しい情報を早くつかんで富士吉田市としても対応が遅れないように準備を進めるべきではないか。

そこで、市長にお聞きするが、現在、市立病院駐車場にあるヘリポートは、今でもすぐ緊急時には使用できるかどうか。

次に、使用できるヘリポートとすれば、どういう種類のヘリ離着陸場で認可をいただいているのか。

さらに、現在のヘリポートをこれまで山梨県の防災ヘリや他のドクターヘリが利用したことがあるのか。

### 一回目の市長答弁

市立病院のヘリポートについては、富士吉田市立病院が災害拠点病院としての指定も受けていることから、重篤救急患者の救命医療を行うことを目的として、現在の場所に移転した際、建物北側の駐車場の一部をヘリポートとして整備したところである。

ヘリポートの許可の種類及び緊急時の使用についてであるが、山梨県が神奈川県との協定に基づき実施している東海大学病院ドクターヘリの運航事業において、富士北麓・東部地区におけ

る緊急患者の搬送及び訓練を目的として、市立病院ヘリポートが飛行場外離着陸場として平成十八年八月九日付にて運航会社である朝日航空株式会社と東京航空局長より許可がおりている。このため、緊急時はもとより、訓練においても使用することが可能である。

しかしながら、山梨県の防災ヘリについては、ドクターヘリよりも大型であるため、現状では離着陸ができない状況となっている。

次に、市立病院ヘリポートの利用については、現在まで一度の利用もされていない。

### 二回目の質問

平成十九年に国は、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」を成立させた。国は、先進国の中でも、日本はドクターヘリ整備が遅れていることを認め、補助制度を設けた法律を制定した。

富士五湖圏域内一年間の救急出場件数約四千三百件のうち、富士吉田市は約四十五%の二千件出場している。

そのうち、富士五湖圏域



市立病院 ヘリポート

内で、昨年までの五年間のドクターヘリ要請は十五件、同じく防災ヘリ要請は救急救助含めて五年間で五十二件であり、その件数も年々増加傾向にある。

救急出場件数の約六十%は急病であり、その中で心筋梗塞や脳卒中は発症後の素早い治療が生死を分けるとも言われている。救急隊

が現場到着後において、現場からヘリコプターの出場要請ができる中で、救急隊と市立病院医師、そしてドクターヘリとの連携が最も救命率の向上につながる最良の手段だと思っている。

ドクターヘリ導入の目的と最大のメリットは、一刻を争う重症や重篤患者に対し機内で素早い救命治療を



行い、短時間に医療機関に搬送できることであり、富士吉田市のように救命救急センターが遠距離にある地域に最も有効的であると重ねて申し上げる。

そこで、市長にお聞きするが、山梨県がドクターヘリ導入に前向きになっている現時点において、市長は災害拠点病院に指定されている市立病院の一般車両の駐車場になっている現在のヘリポートを、今後活用していく考えがあるのか。

さらに、そのヘリポートを山梨県の防災ヘリタイプのヘリコプターが、離発着できるヘリポートに整備する考えがあるのか。

二回目の市長答弁

今後のヘリポートの活用の考え方についてであるが、ドクターヘリについては、飛行場外離着陸場としての許可がおりているので、ヘリポートとしての機能を確保するため、基本的には離着陸スペースを確保しているが、現実的には、ヘリポート周辺的一般車両へのドクターヘリの風圧による小石等の飛散に伴う車両破損の問題、また、外来診療の時間帯や降雪時期など、一時的に駐車スペースが不足するため、ヘリポートを駐車場として開放せざるを得ない状況も発生している。したがって、市立病院からの予定された患者搬送には対応可能なものの、常時活用できる状況にないため、今後においては、当該ヘリポートの改修手法や市立病院敷地以外への設置など、様々な観点から検討を重ねていきたいと考えている。

次に、山梨県の防災ヘリタイプへのヘリポート整備についてであるが、大型の防災ヘリへの対応として、災害時や救急搬送など緊急時にのみ使用できる「緊急離着陸場」と、現在東海大学ドクターヘリに対応している「飛行場外離着陸場」について、過去二度に渡り検討した経緯がある。いずれのタイプも、さらに広いスペースを確保する必要があり、ともに、通路の一部を遮断し、安全確保を図らなければならない。さらに、飛行場外離着陸場として活用する場合には、周辺のフェンスの改修や駐車場の一部をヘリポートに移行させるなど、駐車場としての機能の一部が失われるため、飛行場外離着陸場としての活用は断念せざるを得なかった。

したがって、今後についても、鐘山総合グラウンドなどが飛行場外離着陸場として指定されている状況や山梨県ドクターヘリの運用方針なども勘案しながら、現在のヘリポートの緊急離着陸場としての活用や市立病院敷地以外への設置などについて、検討していきたいと考えている。

三回目の質問

ドクターヘリの必要性は国が法律を制定し、県が今後事業を進めていくという状況下であるので、ぜひ富士吉田市としても乗り遅れないよう検討していく時期であると思われ、認可を取得してある市立病院ヘリポートをまずもってドクターヘリが離発着できるように整備を進めることが急務であると思う。

一週間ほど前の三月一日、市内での交通事故でドクターヘリ出場の救急が発生した。現場到着後の患者の容態から救急隊の判断で東海大学病院のドクターヘリを要請したという内容である。要請からドクターヘリが

富士吉田市内富士北麓公園駐車場に約二十分まで到着し、救急隊が重篤患者を北麓公園でドクターヘリに引き継ぎ、最も近い三次救急医療機関の県立中央病院救命救急センターに収容したという、ドクターヘリ救急事案があった。

市立病院のヘリポートが使用できない状況下で、市内に四つ認定されている飛行場外離着陸場で最も市立病院に近いのは鐘山総合グラウンドである。気象条件にもよるが、ヘリの離発着時には消防隊による周辺の危険排除や砂ほこりの飛散防止のため散水作業が必要になってくる。ドクターヘリが要請を受け、富士吉田市内に飛来するまで約二十分間ではその作業完了が難しく、そういう作業の必要がない他の離着陸場を利用しているのが現状である。

今回のドクターヘリ救急事案は、グラウンド状態が悪く、鐘山グラウンドが使用できず、富士北麓公園駐車場を指定しての救急活動であったが、こういう時こそ市立病院ヘリポートが利用できるかとの思いがつのる。

お願いする。

三回目の市長答弁

現在のヘリポートをドクターヘリ専用で活用する整備計画についてであるが、及川議員御発言のとおり、富士吉田市立病院が災害拠点病院として、同一敷地内にヘリポートを有することが最も効果的であることは、私も認識を同じくしている。

しかしながら、先ほど答弁申し上げたとおり、この整備に関しては、離着陸時の風圧による様々な課題があることから、実際にドクターヘリが直接離着陸し、確認作業を兼ねた訓練等を実施する中で、小石等の飛散状況などを調査して参ります。これをもちに、ヘリポート周辺のフェンスの改修を進めるとともに、緊急時に備え、速やかに周辺車両を移動できる状況を整えるための検討を進めて参りたいと考えている。

いずれにしても、山梨県がドクターヘリの導入について動き始めた状況もある中で、この進捗状況に合わせ、様々な観点から検討を重ね、最大限の努力をしていきたいと考えている。

また、仮に救急隊が市立病院に到着した場合、ドクターヘリ到着までの間に市立病院医師の協力が得られ、状況によってはそのまま市立病院に収容可能も考えられる。ドクターヘリが離着陸する際、消防隊員が周辺の危険排除などの対応で消防署から近い市立病院ヘリポートならより有効的であるとも思う。

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館において、七月からは市議会図書室において閲覧できます。

# 市政一般質問

3月

秋山 晃一 議員



## 公契約について

### 一回目の質問

一昨年来の経済危機により、県内労働者の三人に一人は非正規労働者という状況になり、勤労者の所得の落ち込みは首都圏では山梨の落ち込みが一番ひどく、これが景気を悪化させ、地域の経済を脆弱なものにしている。

市長は、市の公共事業の発注にあたっては、市内の経済の活性化につながればという考えから、基本的に市内の業者を優先的に扱っている。厳しい経済状況の中でどの業者も市の発注する仕事を受けようと必死だが、低い入札価格で受けた企業は人件費などの部分で補うしかない。

るが、いかがか。

### 一回目の市長答弁

総合評価型入札について、これまでに、十一件の公共工事において実施している。この方式は、通常の入札と比べ、手続きの煩雑さから時間・労力・費用の面において負担がかかることもあるが、価格以外の評価項目として、過去の工事成績や企業の社会性・信用度などの項目を設け、これらの評価の高い企業がより有利となるシステムとなっていることから、常日頃の企業努力が反映され、かつ、企業の技術向上を促すことにも繋がるものと考えていることから、来年度についても、試行ではあるが、これまで以上に適用させていきたい。

そこで、入札のあり方についてであるが、価格以外の競争ではなく、価格以外の要素を加味して行う総合評価型入札方式について、当市でもこれを試行的に実施しているとお聞きしたが、その成果、問題点はいかがか。その上でさらにこの契約のやりかたを広げて実施していく考えがあるか。

次に、住民の税金を使う公共事業で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者の公的機関はそれを確保するための責任を負っているという考え方は、「住民の税金を使ってワーキングプアをつくってはならない」という考え方に立脚しているが、このことに対する市長の見解はどうか。

また、この考え方にともなう国に対しては公契約法の制定を求め、本市においては、当市が発注する工事等で働く民間労働者の賃金・労働条件を地域の一定水準以下にしないことをうたった公契約条例の制定を検討すべきだと考えている。

制限価格の引き上げ等、現行の入札契約制度の改革の中で迅速に対応し、地域経済の活性化に寄与する施策を進めている。

したがって、「住民の税金を使ってワーキングプアをつくってはならない」という考え方に立脚しなくとも、その対応が十分に図られていると考えている。

公契約条例については、この条例は、労働者の賃金が低下することを防ぎ、適正な労働条件を確保する目的で制定されるものと認識している。

公共工事や委託契約に基づき従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を、受注者等に義務付けることなど、労働条件の改善については、一自治体で解決するというものではなく、本来、国が法整備を行うことにより解決を図っていくべきものと考えている。公契約に基づく下請け労働者等への最低賃金以上の支払い、請負業者が遵守しなければならない条件でもあるので、今後の状況を見守っていきたい。

次に、ワーキングプアについてであるが、公共工事の発注については、私の基本理念として、これまで地元業者が施工可能な工事は、地域産業及び地元業者の育成という観点から、地元業者の受注機会の確保に努めてきた。また、ダンピング防止対策としての最低

制限価格の引き上げ等、現行の入札契約制度の改革の中で迅速に対応し、地域経済の活性化に寄与する施策を進めている。したがって、「住民の税金を使ってワーキングプアをつくってはならない」という考え方に立脚しなくとも、その対応が十分に図られていると考えている。公契約条例については、この条例は、労働者の賃金が低下することを防ぎ、適正な労働条件を確保する目的で制定されるものと認識している。公共工事や委託契約に基づき従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を、受注者等に義務付けることなど、労働条件の改善については、一自治体で解決するというものではなく、本来、国が法整備を行うことにより解決を図っていくべきものと考えている。公契約に基づく下請け労働者等への最低賃金以上の支払い、請負業者が遵守しなければならない条件でもあるので、今後の状況を見守っていきたい。

の生活が保障されるような賃金でないことは明らかであるが、現状のやりかたでどこに建設労働者の低賃金に対する歯止めなり、防止策が講じられているのか再度答弁願いたい。また、答弁では公共工事については述べられていたが、委託事業についてはどうなのか。

二回目の市長答弁  
格差是正に対する評価項目の必要性については、現社会が抱える労働行政問題がその背景にあり、基本的には国が取り組むべき課題であると考えているが、地方自治体として相対的な見地に立つて、その内容を確認していきたい。

建設労働者の低賃金に対する防止策については、公契約については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事に関する一括下請けが禁止されている。また、業務委託契約については、契約約款により再委託を原則として禁止している。さらに、昨年度から一般競争入札の拡大を図ってきたが、競争性・公平性・公正性は確保され、過度なダンピングや粗雑業務など品質の低下は見受けられていない。

いずれにしても、適正な賃金で雇用することは事業者としての責務であり、市の請負業者については、当然のこととして、「最低賃金

法」を遵守しているものと考えている。また、発注者の責務として、工事請負及び業務委託の適正な履行を求めるために、契約約款、仕様などに基づいて、契約締結後も管理監督することになっている。

委託事業については、現在、総合評価方式を導入していないが、建設工事と業務委託事業との間で、差異はないものと考えている。

## 食育をすすめる学校給食について

### 一回目の質問

「食」問題は国家・社会、人間の「安全保障」の根幹をなすものである。

二〇〇五年の食育基本法制定後、小・中・高等学校の新学期指導要領等でも、食育があらたな教育活動として義務化され、また、二〇〇八年には「学校給食法の改正」が完了した。新しい法は、給食の中心的役割を栄養改善から、「食育」に移し、栄養教諭・栄養職員の食育における指導的役割を明確にした。

そこで、学校給食の位置づけについて、また食育とすることをどのように推進していくのか市長の考えをお聞きしたい。

次に、「食育」の指導的役割を果たす栄養教諭、栄養職員等の専門職員の数が不十分なので、国や県に要請もしつつ、増員が必要だと

考えるが、いかがか。  
市内の児童・生徒に六千食もの給食を作る給食調理員が、全員臨時職員で、しかも契約は半年毎の更新と聞いているが、これを改善する考えは市長にはないか。

食育となれば、これからは給食調理員も児童生徒と触れ合う機会を作り、食材や調理の工夫について語る事などが考えられるが、いかがか。

学校給食への市民の理解と関心を広げ、食育ということも多くは市民と一緒に考えていくために、より広範な方が給食を試食できる形での給食試食会などを検討されてはいかがか。

現在の給食センターの施設について、調理場を衛生面からも推奨されているドライ方式にしていく考えはないか。

食育ということ考えた場合、学校給食運営の「合理化」を見直し、給食を「生きた教材」とするための教育条件整備を図ることが求められ、学校や給食センターの建て替え時には、自校方式への移行を検討することも必要かと考えるが、いかがか。

一回目の市長答弁

学校給食の位置付けと食育の推進方策についてであるが、学校給食では、栄養バランスのとれた豊かな給食の提供はもちろんだこと、実際の食事という「生きた教材」である学校給食を通

じて、健康教育の一環としての役割を果たすものと考えている。

また、食育は、知育・体育・徳育の基礎となるものであり、子どもたちに対する食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育ていく基礎であることから、食に関する指導は、学校給食の時間をはじめとする特別活動、各教科といった学校教育活動全体を通して行うことが重要であると考えている。

栄養教諭、栄養職員の増員については、教育活動としての「食育」を推進するために、専門職員の果たす役割は重要であるが、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う栄養教諭は配置されていないので、今後においては、その配置に向け、県へ要請していく。

給食調理員については、子どもたちに安心・安全な給食を提供すること、また子どもたちへの給食サービスの低下を招かないよう十分配慮する中で、臨時職員の活用で対応を図っており、その任用については、法令等の規定に基づき行っている。

給食調理員と児童・生徒との触れ合う機会及びより広範な方が試食できる形の検討については、教育長をして答弁させる。学校給食センター調理場

の床をドライ方式にするのことに伴っては、「学校給食衛生管理の基準」の一部改訂により、ドライシステム化を進めていかなければならない状況から、学校給食センターの建て替えの際には、ドライ方式を採用していく。

自校方式への移行については、多大な初期経費が必要となること、施設の維持管理費や人件費が割高となること、学校の事務や管理に負担が増加すること、さらに、食材の購入単価が上がるなどから、今後現行のセンター方式での運営を考えている。

教育長答弁

給食調理員と児童・生徒との触れ合う機会については、直接学校現場での機会では難しいことから、学校給食センターの見学や試食会などの機会をできるかぎり設けるよう検討していく。

また、より広範な方が試食できる形の検討については、食育の大切さをより多くの方々に理解していただく必要があることから、今後は、市内で食育ボランティアとして活動している組織の皆様とも連携を進める中で、より広範な方々への給食試食会の開催を検討していく。

二回目の質問

二〇〇五年に栄養教諭制度が出来てから五年間で、

県全体の栄養教諭は五名という少なさで、しかも他の都道府県が毎年増員しているのに比べて、増員もないことから、単に県へ要請しただけでは配置は極めて難しいと考えられる。専門職員の果たす役割は重要と言った認識を示されているので、栄養教諭の配置に向けてどのような取り組みをしていこうかと考えているのか、少し丁寧に答弁願いたい。

給食調理員についての答弁と将来的にもセンター方式でという答弁、いずれも市の財政状況を背景とした答弁だと思われる。全国的にみれば二〇〇七年の資料だが、給食調理員は常勤職員となつている人数が全体の六十四％、また、公立の小・中学校で自校方式で調理している学校が四十三・六％と、全国どこの自治体も財政状況は同じように厳しいかとは思われるが、考え方の違いで、このような違いも生まれている。こうした全国の状況から考えて、また食育をすすめるために、検討が必要ではないかと思うが、いかがか。

二回目の市長答弁

栄養教諭については、子どもたちが、豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために「食」の重要性が注目されている昨今、余りにも少ない配置であると考えられている。県においても、その重要性から、来年度には新たに八名を、また、



学校給食センター 調理風景

給食調理員については、五年以内に県内全ての市町村に配置が予定されているので、本市に早い時期に配置するよう強く要望していく。

給食調理員については、文部科学省の学校給食実施状況等調査における常勤職員と非常勤職員の区分については、勤務時間による区分となっており、本市の学校給食センターの臨時職員については、すべての者を常勤職員として任用している。

食育を進めるための自校方式については、学校給食は「食育」を推進する上で中心となる役割を果たし、望ましい食習慣を確立するためのものであることから、センター方式でも「子供の成長にふさわしい献立」、「食文化への関心の高揚」、「旬を意識した新鮮で豊かな食材の使用」、「食物アレルギーや健康の状況への対応」など、「食育」の実践の場となる給食の提供は可能であると考えている。

三回目の市長答弁

学校給食のあり方の検討については、現段階においては、センター方式が、よりメリットがあるものと考えられることから、生きた教材として、栄養バランスのとれた豊かな学校給食を、センター方式で提供していきたいと考えている。

「食育基本法」の考えは、学校給食運営の「合理化」を見直し、給食を「生きた教材」とすることが出来る教育条件整備を図っていくことを求めている。

当市の場合、一つの給食センターで六千食を作っている中で、食育の時代にふさわしい形態はどのようなものなのか検討する必要があります。学校給食センターについて場所、運営方式、形態などを検討して平成二十四年度には基本的な考えを取りまとめられるようだが、いろいろな形態を含めて学校給食のあり方について検討していくという考えはないのか。

全文については、次期定例会(六月)より、市立図書館において、七月からは市議会図書室において閲覧できます。

# 市政一般質問

3月

戸田 元 議員



## 道路整備と地域振興策について

### 一回目の質問

本市は、基幹道路の新しい事業として、新倉南線に着手し、また事業計画としても、北のアクセスとしての中央自動車道富士吉田線の上暮地区への「スマートインターチェンジ」事業計画等がある。

しかしながら、国の新年度公共事業関係予算は、対前年度比十八・三%の削減となっており、これからの整備事業への影響が懸念されるが、市当局は関連する道路予算の今後の見通しについて、何らかの情報を得ると共にその対策について何かお考えか。

過日、当地域へ通ずる中央

一回目の市長答弁  
新年度における国の公共事業費が、十八・三%削減の見込みとなっている中、本市における国費関連の基幹道路整備についても厳しい状況が予想されているが、市街地を東西に貫く本市の幹線道路となる市道新倉南線については、昨年十一月に旭地区より工事着手となり、山梨県において、本

次回、「大明見下の水線」については、計画に十数年の年月を要している路線であるが、どのような進捗状況であるか。また、その見通しについてはどうか。

道富士吉田線と東富士五湖道路は高速道路「無料化」のための社会実験区間に指定され、これにより通勤時の渋滞緩和などの大きな効果がある一方、横町バイパスから国道一三八号沿線の観光シーズンに本市を素通りする観光客の流れを生まないう懸念される。実験結果を待たなければ分からないが、当局においても、この点についてご配慮頂いているか。

次に、「大明見下の水線」については、計画に十数年の年月を要している路線であるが、どのような進捗状況であるか。また、その見通しについてはどうか。

さらに、公共事業関係予算に関しては、新たに(仮称)社会資本整備総合交付金」が創設され、また、既存の「地域活力基盤創造交付金」も新たな交付金に統合される等の動きもある。

国の公共事業の予算については、情報の収集と併せて、国・県等への要望活動も積極的に行っていきたい。

東富士五湖道路無料化により、これまで国道一三八号を通過していた山中湖、河口湖を目的とした観光客については、東富士五湖道路へシフトすることも予想されるが、無料化により観光客全体の総数が増加することも期待され、無料化社



大明見下の水線二期工事 施工風景

会実験実施による影響については、今後、分析・検証していく必要がある。

さらに、国道一三八号沿線地域には、優れた自然環境や文化的資源、また、本市の観光集客拠点である施設が数多く存在しており、これら施設を目的に訪れる車両も数多くあることから、国道一三八号から東富士五湖道路への大きな利用転換はないものと考えている。

### 都市産業部長答弁

大明見下の水線については、全長一七七九m区間を昭和六十二年度から整備を進めている。平成十四年五月には一期分として大明見駐在所から小見見駐在所までの九四〇m区間を供用開始し、引き続き、平成十四年度から二期分の延長八三九m区間の事業整備に入り、これまでに、道路用地の約六十%を取得し、延長一三三m区間の改良工事が完了している。

本年度については、建物調査及び橋梁工事を実施しており、今後は、橋梁工事を含む改良舗装工事並びに雨坪土地画整理組合及び他の地権者からの御協力を頂く中、用地取得を予定している。

当該路線は、県道山中湖忍野富士吉田線と県道富士吉田西桂線に接続し、国道一三九号の渋滞緩和に寄与する重要な路線となるので、平成二十六年末の事業完了を目指し、努力していく。

また、明見湖への案内標識については、南部方面からアクセスする主要道路について、すでに五か所に設置しており、引き続き、大明見下の水線二期分の整備状況と併せて北部方面からの案内標識の設置についても検討していく。

### 二回目の質問

東富士五湖道路等の無料化により、将来本市に対して、障害等がなければいいが、無料化が実現した際には国道一三八号を観光客が素通りしてしまうことが懸念されるが、その対策についてはいかがお考えか。

大明見下の水線については、平成二十六年末の完成としているが、すでに二十三年が経過し、さらに後四年というのは、あまりにも時間がかり過ぎる。何らかの方策を持って一年でも早く完成を繰り上げられないか。

また、わが市は国際コンベンション都市であり、案内表示についても地域が中国古史にも繋がる所もある。ローマ字はもとより中国語やハングル併記も必要な所へ設置してあるか、またはこれからするのか。

### 二回目の市長答弁

東富士五湖道路無料化による観光客の推移については、早期に分析・検証していくが、いずれにしても、自然環境と融合した歩道の整備を含めた国道一三八号

の整備を働きかけるとともに、現在、進めている滞留・滞在型観光の促進を目的とした「観光圏整備事業」の施策に取り込みながら、観光客の滞留促進の実験検証を行っていききたい。

案内表示については、本市は、国から「外国人観光客受け入れ体制整備のため案内表示等の多言語化調査」の実施地域に選定されたことから、日本語、英語、中国語、韓国語の四か国語表記の案内看板や誘導看板を既に十六基設置している。

今後においては、この多言語案内看板について、逐次、中心市街地から周辺にかけて広げていきたい。

### 都市産業部長答弁

大明見下の水線については、今後に道路用地の取得を予定している区域は、雨坪区画整理事業の区域であり、区画整理組合の事業計画によると、当該路線の土地造成及び擁壁工事等に二年間程度を要するが、一日も早い完成を目指し、努力していきたい。

### 三回目の質問

東富士五湖道路等の無料化に伴い、観光客が横町バイパスから国道一三八号を素通りしてしまうことが予想されることに対して、市長は、観光圏整備事業の展開により滞留・滞在型観光を望めると答弁しているが、その観光圏整備事業とはどのような事業なのか。

三回目の市長答弁

富士北麓地域は、国が観光立国実現のために制定した「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づき、平成二十一年に「富士山・富士五湖観光圏」の認定を受け、宿泊魅力の向上に関する事業、商品企画開発・販売促進に関する事業、体験プログラムの開発に関する事業、交通整備に関する事業など、富士北麓地域が一体としての観光施策を展開することにより、本市はもとより、それぞれの市町村の観光魅力アップと相乗効果を高めることをねらいとして、国からの支援を受けながら事業を実施している。全体の事業費は三年間で七八九一万円、うち本市分は一四〇〇万円である。

社会経済情勢の変化に伴う自治体対応について

一回目の質問

本市には多くの国・県有地があるが、先の県議会において、知事が所信表明の中で当行政区域にかかると思われる県有地利用に触れているので、お伺いします。「富士北麓広域周遊観光駐車場」については、富士スバルラインのマイカー規制の円滑な実施と広域周遊

観光振興に向けての大規模な駐車場だと聞いている。どの程度の規模か具体的に

は分からないが、相当な面積を使用するようである。市として、これまで県の計画について、打合せ等を行っているのか。また内容等について、本市にどのような影響・効果があるのか、ご見解をお伺いしたい。

次に、観光資源の有効的利用について、本市には多くの観光資源が点在しているが、これらを面的に生かせる方策によって、有効的に活用し、富士北麓の目玉に使えないものかと考える。

今からでも企画立案して多用な公益的機能を生み出せる気運を高めては如何でしょうか。本市にはどこにも負けない恵まれた自然があり、世界に誇れる歴史がある。御師町や昭和の町並みの情景なども合わせて如何なものかお考えをお聞かせ下さい。

さて、地方レベルでの「危機管理」について、地方自治体の抱える四つの危機についてご質問致します。

一つ目は、市町村合併において、合併推進等の行政システム上で起こる「制度的危機」である。

二つ目は、地震、台風、噴火等、住民生活基盤そのものを脅かし兼ねない「自然的、物理的危機」である。三つ目は、厳しい社会経済の状況下における地方自治

体の財政上の「行政運営上の危機」である。

四つ目は、組織内における不祥事、不正行為、事件事故等による「人的・内部起因型危機」である。

いずれもこれは大した事ないだろう、何とかなるだろうと言う意識の横行の中で起こってしまうが、これらに対してどのように対応しているか、また市長を始め、いずれの件に対しても現時点、どのような予防策を持ってあたっていらっしゃるかお伺いしたい。

一回目の市長答弁

山梨県が実施する富士北麓広域周遊観光駐車場整備事業は、東富士五湖道路東側約八・六ヘクタールの県有地に一四〇〇台収容可能な駐車場を平成二十三年の富士スバルラインのマイカー規制までに完成させるというものであり、本市への影響及び効果は、富士山の洪滞緩和や自然環境の保全、また北麓周遊観光の拠点になるものと考えている。

観光資源の有効的利用については、点と点を結ぶハイキングコースの設定、ガイドマップの作成等市全域を面として捉え、誘客に結びつく取り組みを行っている。

また、御師町や昭和の町並みについては、富士山世界遺産インフォメーションセンターや街の駅の開設などの取組みが行われており、

それらを更にサポートするため、十六基の案内看板を設置し、誘客に努めている。

地方レベルの「危機管理」についてであるが、一つ目の合併推進等の行政システムで起こる制度的危機については、市町村合併には、それぞれの市町村の思惑や合併そのものによる課題等があるため、十分な時間をかけて一つ一つ課題の解決を図りながら慎重に進めて行くべきものであると考えている。

二つ目の自然的、物理的危機については、東海地震、台風、噴火等の自然災害に備えるため、本市では、災害対策基本法に基づき、富士吉田市地域防災計画を策定している。この計画を基に、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に日頃の防災活動に万全を期している。

三つ目の財政上の行政運営上の危機については、景気や雇用等の悪化は、国や地方公共団体の経営に大きな影響を及ぼすので、自治体経営において重要なこと

は、現在よりもより将来にわたる社会経済情勢等を予測し、収入に応じた行政施策の展開していくことであるとと考えている。

と、市民福祉の向上と公共の利益に努めるよう指示しているところである。

二回目の質問

これまでの本市の観光振興の流れを見ると如何にもその場的な対応が多く、一時は脚光を浴びても長期に繋がらない短冊型であります。

金鳥居茶屋へ行ってみたいけど何処へ車を駐車してよいか、御師町で散策しても勝手に他人の家の見学が出来ないものか、難しい事だらけである。もう少し訪れる人の身になって、観光施設として、後世に繋げる事の出来る施策に取り組んでみて下さい。これは市内全域に言える事です。ご答弁下さい。

さて、地方レベルの危機管理については、いずれも起きてからでは住民の理解と信頼を失わせる恐れが多い事から質したものであるが、もう一度危機への対処を強く望むものである。如何か、お伺いします。

二回目の市長答弁  
本市では、市内に点在する観光資源を面として展開していくため、「富士山を眺めて楽しむ」、「富士吉田をゆっくり歩いて楽しむ」をコンセプトに、市域全体の観光資源の見直し・開発に着手するなど、誘客推進に取り組んでいる。

金鳥居茶屋については、車での来訪客のために、Q・STA駐車場をお借りし、来訪者への案内を周知しているが、今後は印刷物による周知など広くPRしていきたいと考えている。

また、御師の町並みエリアの活用については、歩いて楽しむためのパンフレットの発行に加え、現在は世界遺産インフォメーションセンターでの無料ガイドツアーも開始している。

さらには、四か国語での案内看板や、代表的な御師の家の前には、地元グループにより、その歴史の分かる案内看板が設置され、御師の家の内部については、フランス・ミシユランガイドにも掲載されている御師旧外川家住宅をもって案内を行うなど、歩いて楽しむための整備を進めている。

次に、危機管理についてであるが、危機管理とは、日常ではあまり起こらず、極めて稀に発生する危険な事態に対処するための一連の対処方法を指し、これらには事前予防策として、危機事態の発生を予防するためのリスクの分析方法等の概念と、危機事態の発生後の対処方法に関する概念があると考えている。

今後においても、人的災害や自然災害などの非日常的な危機事態に対して、組織が採る対策と手順をしっかり見据え、対応していく。

# 第一回臨時会

平成二十二年第一回臨時会は平成二十二年二月二十四日（会期一日間）に開催されました。

## ○報告第一号

専決処分報告について（債務不存在確認請求控訴事件の損害賠償の額を定めることについて）

## ○報告第二号

専決処分報告について（平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算第九号）

## ○報告第三号

専決処分報告について（富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について）

## ○議案第一号

「平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算（第十号）」

## ○議案第二号

「平成二十一年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第四号）」

専決処分報告三件、補正予算二件の市長提出議案を審議し、すべて可決、承認されました。

### （編集委員会）

委員長 土橋 舜作

委員 奥脇 和一

宮下 波辺 忠義

渡辺 幸寿 戸田 元

# 議会の動き

## ― 演習場対策特別委員会 ―

〔日 時〕 平成二十二年四月二十三日

「平成二十三年度防衛施設周辺整備事業計画（概算要求）」について「執行者提案に対し活発な議論が行われました。

# 人事案件

## ●富士吉田市公平委員会委員

浅沼 和榮氏（下吉田五二三番地）

# 議会人事

## ●富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合会議員（補欠選挙）

渡辺 忠義氏（下吉田区域）

有料広告

セットコーナー充実しました！  
レンズ付一式 18,900円(税込)



- ◆ 確かな技術で安心のメガネをお作りします
- ◆ 近視・遠視・乱視・老眼・薄型すべてOK
- ◆ 大切な目のために国内生産レンズを使用します
- ◆ 安心保証をお付けします

遠近両用メガネは5,000円増し  
レンズ付一式23,900円(税込)

“遠近両用メガネ”せっかく作ったのに近くが見えない、歩くのが怖いなどご不満はございませんか？  
度数の違い、設計上無理なフレームでお作りになったり、作成前後にきちんとレンズの位置を合わせなかった事などが原因としてあげられます。  
当店で、ひとつひとつの工程に時間をかけ丁寧にお作りさせていただきます。



補聴器についてもお気軽にご相談ください。

## 時計・宝石・メガネ・補聴器 小池時計店

〒403-0004 富士吉田市下吉田93  
TEL 0555-23-4141 FAX0555-23-4142  
営業時間/AM10:00~PM7:30 定休日/木曜日



※店舗上にも駐車場がございます

## 議案の処理結果（2月臨時会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第1号	専決処分報告について（債務不存在確認請求控訴事件の損害賠償の額を定めることについて）	承認	本市が提起した自動車事故による損害賠償債務に関する債務不存在の確認に係る控訴事件について、東京高等裁判所における判決が確定したことに伴い、地方自治法第96条第1項第13号に規定する損害賠償の額を定めたもの。
報告第2号	専決処分報告について（平成21年度富士吉田市一般会計補正予算第9号）	承認	歳入歳出にそれぞれ2819万3千円を追加し、総額を197億8555万8千円とするもの。
報告第3号	専決処分報告について（富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について）	報告	増穂町及び鯉沢町が平成22年3月8日に合併し富士川町になることに伴い、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の増減を行ったもの。
議案第1号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算（第10号）	可決	歳入歳出にそれぞれ8億5,000万円を追加し、総額を206億3,555万8千円とするもの。
議案第2号	平成21年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第4号）	可決	資本的収入及び支出について、収入を1億9,000万円増額し、総額を13億9,815万4千円とし、支出を11億9,000万円増額し、総額を15億3,648万2千円とするもの。

## 議案の処理結果（3月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第3号	平成22年度富士吉田市一般会計予算	可決	予算総額194億2,300万円で、前年対比5.0%増。主な歳入は市税60億9,900万円余り、地方交付税26億5,000万円、国・県支出金33億6,621万円余り、分担金及び負担金13億2,680万円余り、市債16億5,240万円、その他の収入43億2,859万円余り等。主な歳出は物件費36億2,523万7千円、人件費32億1,365万7千円、公債費20億8,701万6千円、補助費等19億4,352万6千円、扶助費25億4,444万円、投資的経費等60億9,12万4千円等
議案第4号	平成22年度富士吉田市下水道事業特別会計予算	可決	予算総額13億5,072万1千円で、前年対比26.7%減。歳出の主なものは、公債費、下水道維持管理事業費、公共下水道建設事業費、流域下水道整備事業費等。
議案第5号	平成22年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算	可決	予算総額56億6,277万8千円で、前年対比2.2%増。歳出の主なものは保険給付費、後期高齢者支援金、共同事業拠出金等。
議案第6号	平成22年度富士吉田市老人保健特別会計予算	可決	予算総額7,707万円で、前年対比91.9%減。歳出の主なものは医療諸費等。

議案番号	件名	結果	内容
議案第7号	平成22年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算	可決	予算総額7億3,087万9千円で、前年対比6.0%減。歳出の主なものは後期高齢者医療負担金等。
議案第8号	平成22年度富士吉田市介護保険特別会計予算	可決	予算総額28億1,807万8千円で、前年対比3.0%増。歳出の主なものは保険給付費等。
議案第9号	平成22年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算	可決	予算総額1,883万8千円で、前年対比2.8%増。歳出の主なものは介護予防サービス事業費等。
議案第10号	平成22年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算	可決	予算総額1億6,912万円で、前年対比10.0%減。歳出の主なものは人件費、需用費等。
議案第11号	平成22年度富士吉田市大明見水道特別会計予算	可決	予算総額は1億1,873万円で、前年対比20.7%減。歳出の主なものは大明見水道施設整備事業費等。
議案第12号	平成22年度富士吉田市立病院事業会計予算	可決	予算額を収益的収入66億2,236万3千円、同支出65億4,645万9千円、資本的収入1億8,661万4千円、同支出3億2,932万円とするもの。
議案第13号	平成22年度富士吉田市水道事業会計予算	可決	予算額を収益的収入5億6,699万円、同支出5億4,655万8千円、資本的収入2億3,397万2千円、同支出4億4,922万3千円とするもの。
議案第14号	富士吉田市行政組織条例及び富士吉田市都市計画審議会条例の一部改正について	可決	組織機構改革の一環として、都市産業部を分割し、産業観光部と都市基盤部に再編することに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第15号	富士吉田市情報公開条例及び富士吉田市個人情報保護条例の一部改正について	可決	本市における情報公開のさらなる透明化を図ることを目的として、市政に関する市の説明責任の明記、不開示情報規定の整理、出資法人の情報開示など所要の改正を行うもの。
議案第16号	富士吉田市職員定数条例の一部改正について	可決	「富士吉田市集中改革プラン」に基づく定数管理の適正化及び市立病院の対1の看護基準の取得等に伴い、市長部局一般職員の減員、市立病院職員の増員等について、所要の改正を行うもの。
議案第17号	富士吉田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	可決	「労働基準法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、月60時間を超える超過勤務を行った場合の代休取得等について、所要の改正を行うもの。
議案第18号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	可決	「労働基準法の一部を改正する法律」等の施行に伴い、月60時間を超える超過勤務に係る手当の支給割合を引き上げるとともに、期末勤勉手当に係る役職加算について見直すため、所要の改正を行うもの。



議案番号	件名	結果	内容
議案第19号	平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における富士吉田市職員の寒冷地手当の特例に関する条例の制定について	可決	平成22年度における職員の寒冷地手当を支給しないことに伴い、所要の規定を整備するもの。
議案第20号	富士吉田市放課後児童クラブ条例の制定について	可決	小学校1年生から3年生までの児童の健全な育成を図ることを目的とした富士吉田市放課後児童クラブの適切な運営及び管理を行うため、所要の規定を整備するもの。
議案第21号	富士吉田市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部改正について	可決	重度心身障害者に対する福祉手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。
議案第22号	富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	可決	ごみの減量化及び再資源化をさらに推進するため、指定ごみ袋の種類を増やすことに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第23号	富士吉田市明見湖公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	体験工房施設の利便性の向上を図るため、施設使用料の区分の細分化について、所要の改正を行うもの。
議案第24号	富士吉田市小口資金融資条例の一部改正について	可決	中小企業者等への経済支援対策としての利子補給金の交付率引き上げについて、所要の改正を行うもの。
議案第25号	富士吉田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決	西丸尾団地、上宿団地及び西吉田団地の老朽化による一部取壊しに伴い、所要の改正を行うもの。
議案第26号	富士吉田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決	谷倉水源の施設整備に係る山梨県への拡張計画の変更認可申請に伴い、計画給水人口及び1日最大給水量の見直しを図るため、所要の改正を行うもの。
議案第27号	工事請負変更契約の締結について	可決	富士吉田市立下吉田第二小学校屋内運動場改築(建築主体)工事に係る工事請負変更契約の締結について審議するもの。
議案第28号	市道の認定について	可決	地域住民の利便性及び生活環境の向上を図るため、丸尾線を市道認定するもの。
議案第29号	山梨県市町村自治センターの解散について	可決	山梨県市町村自治センターが平成22年4月1日から山梨県市町村総合事務組合と統合することに伴い、同センターの解散に係る地方自治法第288条の規定による協議について、議会の議決を求めるもの。
議案第30号	山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産処分について	可決	山梨県市町村自治センターが平成22年3月31日をもって解散することに伴い、同センターの財産をすべて山梨県市町村総合事務組合に帰属させるため、当該財産処分に係る地方自治法第289条の規定による協議について、議会の議決を求めるもの。

議案番号	件名	結果	内容
議案第31号	富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について	可決	増穂町及び鯉沢町が平成22年3月8日に合併し富士川町となることに伴い、同組合を組織する地方公共団体数の減少並びに同組合が平成22年4月1日から山梨県市町村自治センターと統合することに伴う同組合の共同処理する事務の変更に係る地方自治法第286条第1項の規定による協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるもの。
議案第32号	平成21年度富士吉田市大明見水道特別会計補正予算(第1号)	可決	歳入歳出にそれぞれ3,996万8千円を追加し、総額を1億8,968万8千円とするもの。
議案第33号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算(第11号)	可決	歳入歳出にそれぞれ2億4,689万円を追加し、総額を208億8,244万8千円とするもの。
議案第34号	平成21年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	可決	歳入歳出にそれぞれ551万5千円を追加し、総額を18億4,648万2千円とするもの。
議案第35号	平成21年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	可決	歳入歳出にそれぞれ6,367万1千円を追加し、総額56億1,475万2千円とするもの。
議案第36号	平成21年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第4号)	可決	歳入歳出にそれぞれ3,528万4千円を追加し、総額を27億8,916万円とするもの。
議案第37号	富士吉田市公平委員会委員の選任について	同意	富士吉田市公平委員会委員に浅沼和榮氏(下吉田523番地)を選任するもの。
議案第38号	富士吉田市議会委員会条例の一部改正について	可決	富士吉田市の組織機構の見直しに伴い、所要の改正をするもの。
議案第39号	市長の専決処分事項の指定について	可決	地方自治法第180条第1項の規定により、市町村の廃置分合に伴う協議会の規約の変更及び協議会を組織する地方公共団体の数の増減に係る協議に関することについて、市長において専決することができる事項を指定するもの。
議案第40号	核兵器廃絶の課題で日本政府に対し、唯一の被爆国として具体的努力を求める意見書について	可決	意見書を関係機関に提出するもの。
選挙第1号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	可決	補欠選挙で、下吉田区域の渡辺忠義議員が当選。

**ふじよしだ 議会だより 企業広告大募集!**

~ 詳しくは、9Pの募集記事をご覧ください。 ~